

「動物の愛護及び管理に関する法律」の今後

喜多正和

京都府立医大大学院医学研究科実験動物センター

1973年に制定された「動物の保護及び管理に関する法律」は、その後、環境省の所管のもとに見直され、その結果、2005年6月22日に改正され、2006年6月1日から施行された。実験動物に関連した主たる改正ポイントは、第41条の中の、動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等の部分であって、今回の法律改正で初めて実験動物の愛護に関する理念であるいわゆる3Rが盛り込まれた点である。さらに、平成24年には中央環境審議会動物愛護部会の動物愛護管理のあり方検討小委員会の動物愛護管理のあり方検討報告書（最終版）において、動物実験に関する項目の改正について賛否両論が併記されたため、国動協および公私動協をはじめ国立大学協会、国立大学医学部長会議、日本実験動物協会、日本製薬工業協会、日本実験動物協同組合、日本実験動物学会、日本生理学会、日本医学会等が協力して動物愛護管理法改正反対の活動を続け、今回の改正においては、届出制又は登録制等の規制導入は見送られ、いままで通りの自主管理体制を継続することになった。しかしながら、動物実験に関する項目が環境省の動物愛護管理法の中にある限りは、5年毎の見直し対象項目になることは避けられず、今後とも研究機関等における自主管理（機関管理）体制の向上が必須であることは明白である。さらに、衆議院環境委員会および参議院環境委員会において付帯決議がなされ、動物実験に関する項目として「実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携を図りつつ、3R（代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減）の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること」という文章が追加されている。

このような状況を踏まえ、国立大学法人動物実験施設協議会及び公私立大学実験動物施設協議会の幹事会は、文部科学省の指導の下に、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示71号）第6第3項に定められた情報公開を更に推進するために、それぞれの協議会の会員校に対して、情報公開を積極的に実施するよう要請している。本講演では、「動物の愛護及び管理に関する法律」の現状と今後に向けた課題について概説する。